

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

我が国においては、これまで「発達障がい」に関する社会の認知度が低く、サービスの提供も少なかったことから、発達障がいのある方々とその家族は、大きな不安を抱えていました。

平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいの定義とともに、発達障がいを早期に発見し、早期に発達支援を行うことが、国及び地方公共団体の責務とされました。また、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法の改正により、発達障がい障がいの範囲に含まれることが法律上明記され、平成 23 年の障害者基本法の改正により、障がいの定義の中で発達障がいも精神障がいに含まれることが明示されました。

大田区でも、ここ数年、発達障がいに関して、区民の関心が高まるとともに、発達障がいのある児童の保護者の方や当事者の方から、相談や支援を望む声が、区に寄せられています。

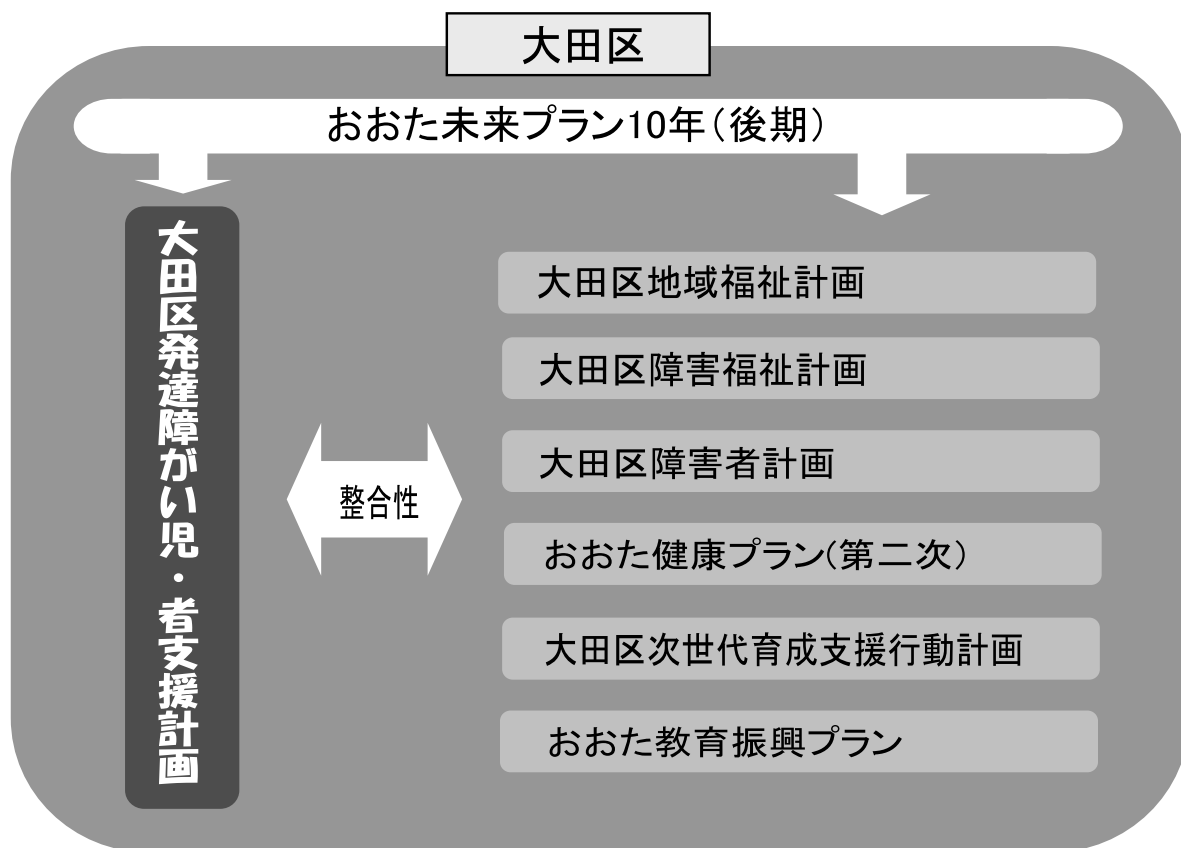
早期支援の中核的施設である「こども発達センターわかばの家」においても、利用する子どもの数が増加傾向を示しています。また、小学校就学以降も継続的な支援を望む保護者の声も強くなっており、幼児期から青年期までの切れ目のないライフステージに応じた支援が重要な課題であり、その具体化には、保健・医療・福祉・教育・労働などの枠組みを超えた新たな取り組みが必要です。

このような状況を背景にして、平成 24 年 5 月に「発達障がい施策検討会」が、福祉部・保健所・こども家庭部・教育委員会事務局をメンバーとして設置され、全庁的な視点から発達障がい施策の全般について検討を重ねてきました。

そして、「発達障がい施策検討会」において発達障がいのある方への計画的な施策展開が必要と判断し、「発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくれます」を基本理念として、大田区発達障がい児・者支援計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「おおた未来プラン10年(後期)」の発達支援に関する施策の推進と関連する関係部署の施策との整合性を保ちながら計画を策定します。



3 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成29年度までの目標を示した計画として策定します。

| 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| | | | |

4 計画策定の流れ

(1) 区内部（関係部署）による検討

発達障がい施策検討会を継続して開催し、区内部の関係部署が連携して本計画について検討しました。



(2) 大田区自立支援協議会こども部会における検討

大田区自立支援協議会には、相談支援部会、防災部会、精神障害者の就労支援部会、地域資源評価開発部会の4つの専門部会があり、平成25年4月には5つ目の専門部会としてこども部会が設置され、こどもの障がいについて検討を進めることになりました。

発達障がいについては、いずれの部会でも共通した問題ではありましたが、幼児期から青年期までの切れ目のない継続的な支援の視点から、こども部会において、本計画策定についての意見を募りました。



(3) 関係者の意見の反映

近年、「大田サポートマップ」が作成されたように、発達障がいのサポートネットワークが拡がりつつあります。「大田サポートマップ」に掲載されている団体を始め、発達障がいに関係する機関から、ご意見を伺う会議を開催しました。



(4) 区民の意見の反映

この計画を策定する上での参考とするため、大田区のホームページにおいて「(仮称)大田区発達障がい児・者支援計画(素案)」を掲載しました。また、障害福祉課、各地域福祉課、健康づくり課、各地域健康課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、保育サービス課、こども発達センターわかばの家、学務課、指導課、教育センター、幼児教育センター、に「(仮称)大田区発達障がい児・者支援計画(素案)」を備え付けて「パブリックコメント」を実施し、併せて区民説明会を開催し、広く区民の意見を募りました。



(5) 大田区発達障がい児・者支援計画の完成